

## 精神薄弱者援護施設等に係る費用徴収基準の改正について（意見具申）

昭和60年12月18日

中央児童福祉審議会  
（費用負担部会）

当部会は、主として、精神薄弱者援護施設に係る費用徴収基準について、現行の基準の枠組が策定されて以来の社会経済情勢の変化、国民の扶養に関する意識の動向等を勘案し、費用徴収基準の今後の在り方について検討を重ねてきたが、今般、次のとおり、措置すべき事項について意見をとりまとめたので、意見具申する。

### 1 現在の費用徴収基準の概要

精神薄弱者援護施設に係る費用徴収とは、精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設に入所措置がとられた精神薄弱者（以下「入所者」という。）について、その措置に要する費用の全部又は一部を、入所者又はその扶養義務者から徴収することをいうものである（精神薄弱者福祉法第27条）。現在の費用徴収基準は、昭和47年から適用された基準が基礎となっている。

現在の費用徴収基準は、入所者の属する世帯の生活保護受給の有無、市町村民税課税の有無、所得税課税の有無及びその課税額に応じた19の階層区分により、徴収額0円から措置に要する費用の全額徴収まで、段階的に定められている。この入所者の属する世帯の課税額は、入所者及び当該入所者と同一世帯に属して生計を一にしている扶養義務者のすべ

ての課税額を合算した額としている。また、この扶養義務者の範囲は、同一世帯・同一生計であれば、配偶者、親、祖父母、子、孫等の直系血族、兄弟姉妹及び民法第877条第2項の規定により扶養の義務を負うその他の三親等内の親族のすべてを含むものとされている。

### 2 費用徴収基準の改正の必要性

(1) 精神薄弱者福祉施策は、昭和35年に制定された精神薄弱者福祉法を基礎として講じられ、特に昭和40年代以降急速にその充実強化が図られてきた。施設数についてみれば、昭和40年においては70施設であったものが、昭和59年には1,051施設となっており、また、入所者数についてみても、約5,000人であったものが、約63,500人となっている。しかしながら、今後とも施設入所を必要とする者は増加するものと考えられ、これに対応した施設の量的な拡充を図ることが必要であるとともに、入所者の多様化する需要に対応した施設の質的な充実が求められている。

これらの施策は、基本的には国民の社会連帯の理念に基づき推進していくこととなる。この場合、実態的には扶養義務者中心となっている現在の費用徴収基準に、入所者自身に

についても無理のない範囲内で負担を求める要素を加味して良いのではないかと考える。

- (2) 一方、昭和56年の国際障害者年を契機として障害者の所得保障制度の充実について検討が重ねられていたが、今回の国民年金法の改正により、従来の障害福祉年金を大幅に改善した障害基礎年金の制度が昭和61年4月から創設されることとなった。ちなみに、この改正により従来、39,800円（60年度）の1級障害福祉年金受給者は、62,500円（59年度価格）の1級障害基礎年金を、26,500円（60年度）の2級障害福祉年金受給者は、50,000円（59年度価格）の2級障害基礎年金を受給することとなる。

公的年金は、入所者であると在宅者であることを問わず支給されるものであるので、生活に要する費用のほとんどすべてが施設運営費の中で賄われている入所者と年金を生活費用に充てることとなる在宅者との均衡を考慮すれば、この際、入所者についても、応分の負担を求めることが公正さを保つ所以であると考ええる。

公的年金に着目して入所者に負担を求める場合、従来の障害福祉年金及び遺族年金はいずれも非課税であり現在の費用徴収基準に基づく徴収額に反映していなかった取扱いを変更することとなる。これまでの取扱いは、障害福祉年金が5千円程度と所得保障機能としては必ずしも十分でなかった時期に現行の費用徴収基準の基本が策定されたため、また、障害福祉年金を徴収額に反映させずに遺族年金のみを徴収額に反映させることは適当でないために、このように定められたとみられるのであって、今後、年金制度改正後においては、年金の種別が異なるとしても障害基礎年

金とその他の公的年金とを同様に取り扱い、それに着目して負担を求めることが適当であると考ええる。

- (3) 以上のような方向で現在の費用徴収基準を改正するに当たり、この際、併せて現在の費用徴収基準の他の部分についても検討を加えたところ、次のように改正すべき点があると考ええる。

すなわち、第一は扶養義務者からの徴収についてであるが、それ自体は現在の社会通念から当然であると考えられるものであるが、その扶養義務者の範囲については、国民の扶養意識の動向を勘案して、見直すことが適当であると考ええる。

第二に徴収額の刻み方であるが、上方の刻み方については制定以来昭和48年、昭和53年と二回にわたり上に伸ばされてきたが、その後上方の刻みが設けられてこなかったことから、例えば、収容施設のD14階層は約8万円であるのにD15階層（全額徴収階層）は約15万円となり、徴収額に相当の差が生じてきている。このような差は急激であり、現在よりはなだらかにすべきものと考ええる。

- (4) なお、現在の費用徴収基準は、類似する他制度の費用徴収基準と通ずるところもあるので、他制度の動向も勘案し、これらとの均衡を考える必要がある。

### 3 費用徴収基準の改正の方向

- (1) 現在の基準は、1で述べたように、入所者と扶養義務者の課税額を合算して一つの徴収基準額表にあてはめているが、障害者の所得保障制度が確立されることから、原則として、費用は、まず入所者本人から徴収し、それが措置に要する費用に満たない場合にはその扶

養義務者からも負担能力に応じて徴収するという、二本建てのものとすべきである。

(2) この場合の入所者本人の徴収の在り方については、入所者の収入の多くを占める年金収入が非課税であること、入所者によっては相当の額となる工賃収入の多寡が現在の費用徴収基準では十分反映されていないことから、従前のような税額リンク方式ではなく、収入額自体に着目したものとすべきである。ただし、入所者のすべての収入に着目することとしたならば、その資産についてまですべて調査把握することとなるが、収入認定事務が煩雑になること等から、対象となる収入は、原則として、公的年金、工賃収入等固定的なものとして外形的に把握できる収入に限るべきである。

なお、これらを収入として認定し、徴収の基礎とする場合、入所者について常識的に想定される個別のニードに対応する費用については、入所者の手元に留保できるよう適切な配慮をすべきであるとともに、特に工賃収入については、入所者の作業意欲を減殺しないよう適切な控除制度を設けるべきである。

(3) 費用徴収の対象となる扶養義務者の範囲については、様々な見方があり一義的に決めることは極めて難しいが、一応現在の範囲の上に立ちつつも、主として、現在の国民一般の

扶養の実態等からみて一律に費用徴収を課することが適当かどうか、また、世帯における生計の中心者であるかどうかを配慮して定めるべきである。

(4) また、扶養義務者に係る徴収基準は、総体としては、現在の徴収基準を基礎としつつも、上方の刻みについては、現行よりもなだらかなものとするのが適当である。

#### 4 児童福祉施設等の入所者の係る徴収基準について

当部会においては、以上のように、主として、精神薄弱者援護施設に係る徴収基準の改正が必要であると考えたものであるが、このことは、児童福祉施設等に入所している心身障害者についても同様であり、これらの者に係る費用徴収基準については、上記の精神薄弱者援護施設の入所者に準じた取扱いとする必要がある。

当部会は、以上のとおり意見具申するものであるが、具体的な費用徴収基準を作成するに当たっては、当部会の意見を十分尊重し、関連する他制度の費用徴収基準との調整を図り、施設入所者及びその扶養義務者にとって過度の負担とならないよう十分配慮すべきであることを申し添える。